



保険セクターの国際的な 規制の動向

(Vol. 32, 2023年2月~3月)



本資料において示されている見解は、執筆者の私見であり、有限責任監査法人トーマツの公式見解ではありません。

保険セクターの国際的な規制の動向（2023年2月～3月）

内容

A: 米財務省、金融機関のクラウド・サービスの利用にかかる課題に言及（2月8日）	3
B: 米 NAIC、2023年の規制上の優先課題を公表（2月13日）	4
C: ESRB、サイバー・レジリエンスの高度化のための政策ツールにかかるレポートを公表（2月14日）	4
D: ECB、銀行のデジタル・トランスフォーメーションにかかる調査を実施（2月15日）	6
E: FSB、2023年の優先課題を公表（2月20日）	8
F: 馬 BNM、電子的な本人確認にかかる監督基準案を公表（2月23日）	9
G: 加 OSFI、金融機関のカルチャーにかかるガイドライン案を公表（2月28日）	10
H: 馬 BNM、弱い立場にある消費者の公正な取扱いにかかる公開草案を公表（2月28日）	11
I: 加 OSFI、気候リスク管理に関するガイドラインを最終化（3月7日）	12
J: IAIS、ICS とアグリゲーション・メソッドの比較基準を最終化（3月9日）	13

A: 米財務省、金融機関のクラウド・サービスの利用にかかる課題に言及（2月8日）

- ① 米国財務省は、「金融サービス・セクターのクラウド・サービスの利用」と題するレポートを公表した。同省は、その中で、クラウド・サービスの利用にかかる6つの大きな課題に言及している。それら6つの課題の概要は以下のとおり。なお、同省は、今後、これらの課題に取り組んでいく旨を表明している。

透明性の欠如	<p>Y 多くの金融機関は、クラウド・サービスにかかるリスクを理解するためには、追加的な情報が必要であると考えている。それには、パブリック・クラウド内における内部のソフトウェアの依存性、再委託先やサプライチェーンのリスク、サイバーの脆弱性に対するクラウド・サービス・プロバイダ（CSP）のプロテクション、レジリエンスや安全性のテストの結果、オペレーショナル・インシデントにかかる情報、などが含まれる。</p> <p>Y CSPsにとって、マルチ・テナント環境のセキュリティを維持しつつ、大規模な監査を受け入れることは、大きなチャレンジとなる。他方で、金融機関は、サードパーティ・リスクの管理の重要性が増してきていることを懸念している。財務省は、業界が、一括（pooled）監査や認証制度、顧客へのリアルタイムの情報提供など、個別監査に替わるアプローチを検討していることを認識している。</p>
不十分な人的資本とツール	<p>Y クラウド・サービスの利用にかかるセキュリティ・インシデントの多くは、ユーザーのミスコンフィギュレーションを原因とするものである。財務省は、クラウド・サービスのユーザー側の担当者の専門性の不足（一般的なITやサイバーセキュリティにかかるスキルは、そのままクラウド環境で活かすことができる訳ではない。）、提供されるクラウド・サービスの複雑性（提供を受けるツールは、必ずしもユーザー・フレンドリーである訳ではない。）の2点は、ミスコンフィギュレーションの頻度を高め得るものであると認識している。</p>
オペレーショナル・インシデントへの対策	<p>Y 金融機関は、オペレーショナル・インシデントに対するレジリエンスの水準に応じて、クラウド・サービスの利用環境を構築し得る。例えば、単一のCSPを利用する、異なるアプリケーションに別々のCSPを利用する、パブリックおよびプライベート・クラウドとオンプレミスを組み合わせる、等のオプションが考えられる。他方で、それにはコストや実務面での課題が伴う。</p>
集中リスク	<p>Y 現状、クラウド・サービスは、少数のサービス・プロバイダによって提供されている。複数の金融機関が特定のCSPを利用する場合、集中リスクが問題となる。財務省は、金融セクターの機能にとって最も重要なクラウド・サービスにかかる集中リスクの状況を把握することが喫緊の課題であると認識している。</p>
契約上の交渉力	<p>Y 金融機関は、その規模を問わず、CSPsとの交渉に課題（交渉力の弱さ）を認識している。バランスを欠いた契約は、金融機関のリスク管理や金融セクターの安定に影響し得ることから、財務省は、契約上の交渉の状況を引き続き分析する。</p>

インプリケーション：金融機関によるクラウド・サービスの利用について、金融庁は、2022年2月に公表した「金融分野におけるサイバーセキュリティ強化に向けた取組方針（Ver. 3.0）」において、「クラウド・サービスの利用が浸透し、金融機関の中には基幹系システムをクラウド・サービスに移行する動きがみられる」と述べた上で、「金融機関は、昨今のインシデントや今後想定されるリスクを踏まえ、適切な対応を講ずる必要がある」と指摘している。今後、各国において、金融機関のクラウド・サービスの利用にかかる監督上のモニタリングがより一層強化されることとなるものと考えられる。

(出所) U.S. Department of the Treasury ‘New Treasury Report Assesses Opportunities, Challenges Facing Financial Sector Cloud-Based Technology Adoption’

B: 米 NAIC、2023 年の規制上の優先課題を公表 (2 月 13 日)

n 全米保険監督官協会 (NAIC) は、2023年の規制上の優先課題を公表した。主な内容は以下のとおり。

気候リスクとレジリエンス	Y 継続的な消費者教育を通じて、補償の必要性や州の保険当局が提供可能な支援にかかる認識を高め、気候リスクに関連するプロテクション・ギャップを解消するための作業を行う。 Y その他、安定的で長期的な全米洪水保険制度 (National Flood Insurance Program) をサポートするとともに、リスクの分析や低減に向けた取組みにおいて州当局を支援するため、自然災害モデルにかかる中核研究拠点 (center of excellence) を立ち上げる。
データ、人工知能、サイバーセキュリティ、イノベーション	Y モデル法を改正するほか、国内外の関係者と協働し、また、保険会社の責任あるデータと人工知能の利用やサイバーセキュリティ対応にかかる新たな枠組みやガイダンスを策定することによって、技術の進展やそれに伴って生じるプライバシーにかかる懸念に対応する。
保険会社の財務面の監督と透明性	Y プライベート・エクイティが投資する (private-equity-affiliated) 保険会社、伝統的な保険会社および関連する投資活動にかかる財務面での透明性の向上を図る。
長期介護保険	Y 業界と連携し、複数の州当局が参加可能な、長期介護保険 (LTCI) の保険料のレビューの枠組み (Multistate Actuarial Review Framework) の実施を含む、長期的な戦略への移行を研究する。 Y 州当局は、減額給付オプション (reduced benefits options) に対する消費者の認識を高めるための取組みを進めることができる。
保険商品の販売	Y 医療保険を販売する者が免許を受けた者であるか否かを消費者が確認できるよう、検索ツールを整備する。また、消費者に誤解を与え、あるいは、商品について事実を伝えない者にかかる情報を広く周知できるよう、州当局との情報共有を強化する。
金融包摂	Y 保険へのアクセスの障壁を取り除くなど、マイノリティ・コミュニティなどのプロテクション・ギャップを解消するため、金融包摂にかかる取組みを継続する。

インプリケーション：NAICが優先課題として掲げている気候リスクやサイバーセキュリティ、保険募集は、各国に共通する課題であると考えられる。プライベート・エクイティが投資する保険会社の監督については、日本においてもレガシー・ブロックの売却などが進展する可能性があることから、欧米における規制・監督の動向を注視していくことは有意義であると考えられる。

(出所) NAIC ‘NAIC Announces 2023 Regulatory Priorities’

C: ESRB、サイバー・レジリエンスの高度化のための政策ツールにかかるレポートを公表 (2 月 14 日)

n 欧州システミック・リスク審議会 (ESRB) は、「サイバー・レジリエンスのための進展するマクロプルデンシャル・ツール」と題するレポートを公表した。主な内容は以下のとおり。

<p>経緯等</p>	<p>Y サイバーの脅威が高まる中、ESRBは、国・地域や当局間での情報交換の強化、および、サイバー・レジリエンスの高度化を図るために必要なツールの整備などにより、それに対応することとしている。その上で、ESRBは、以下の3つを重点領域と考えている。</p> <ul style="list-style-type: none"> - サイバー・レジリエンス・シナリオ・テスト（CyRST）の実施 - システミックな影響の許容度の目標（systemic impact tolerance objective: SITO）の利用の促進 - 政策ツールのギャップの特定 <p>Y サイバー攻撃がシステミックなイベントとなることを回避するため、サイバーの脅威の検知、サイバー・インシデントへの対応と復旧、当局間の連携、の連続的な3つの防御層が存在する。かかる主な要素は、デジタル・オペレーショナル・レジリエンス法（DORA）で強化されることとなる。本レポートは、および にフォーカスする。</p>
<p>サイバー・レジリエンス・シナリオ・テスト（CyRST）</p>	<p>Y いくつかの当局はCyRSTの開発を始めているものの、未だ初期的な段階であり、確立されたアプローチやメソッドロジは存在しない。</p> <p>Y CyRSTの中核要素として考えられるのは、テストの目的と範囲の定義（テストの対象とするサイバー・リスクや脆弱性の特定等。）、CyRSTアプローチの設計（金融機関に提供を求める情報の明確化等。）、金融機関との連携の仕方（金融機関を巻き込むタイミング等。）、個社および金融システム・レベルでの結果の分析、必要な対応の整理、など。</p> <p>Y CyRSTシナリオを策定する上での原則</p> <ul style="list-style-type: none"> - CyRSTシナリオは、システム全体のサイバー・インシデントが金融機関に与える影響と、金融機関がどのように対応・復旧するかに焦点をあてるべきである。 - すべての金融機関に適用でき、また、システム全体の評価を可能にする統一的なCyRSTシナリオの策定が検討されるべきである。 - 当局は、シナリオの策定段階において、金融機関やサイバー当局と連携すべきである。
<p>システミックな影響の許容度の目標（SITO）</p>	<p>Y SITOの概念と主な目的</p> <ul style="list-style-type: none"> - SITOは、金融システムの混乱（disruption）が許容度を超えると認められるポイントを定義するものであり、個々の金融機関の影響の許容度とは区別されるものである。 - SITOは、サイバー・インシデントがどの時点で金融安定にリスクをもたらすかを評価する際に、当局をサポートし得る。 <p>Y SITOの運用に際し、SITOは、関係する主要な経済機能に適合したものであるべき、SITOは、経済全体の機能や国・地域をまたぐ観点を反映すべき、SITOは、保守的に定義されるべきである、SITOは、混乱の期間や程度を勘案すべき、SITOは、容易に理解でき、利用できるよう、簡単な指標に基づくものであるべき、等が主な原則となる。</p>
<p>政策ツール</p>	<p>Y 金融危機対応のための既存の政策ツールがサイバー・インシデントへの対応において実効的であるかどうかは、金融システムへの影響の甚大さと、その影響が伝播する速度による。一定のシナリオの下では、以下のように、既存の政策ツールは効果を発揮し得る。他方で、より甚大な</p>

	<p>シナリオの下では、それらの実効性が限定的なものとなる可能性がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 甚大なサイバー・インシデントが生じた際、資本バッファを解放することにより、金融セクターが経済に信用を供与する能力が高められ得る。 - 預金保険が存在することにより、銀行に対する取付けのリスクは低減され得る。他方で、サイバー・インシデントを原因としたオペレーション不能が預金保険の発動要件として十分であるかは、検討を要する。 - 再建および破綻処理の枠組みは、サイバー・インシデントのシナリオにも適応し得るものである。 - 銀行の業務の一時停止（moratorium）は、サイバー・インシデントの影響を受けた金融機関に適用し得るものの、公共の信頼を損なうなどのリスクを伴い得る。 - サイバー・インシデントが生じた際の中央銀行による流動性の供給は、健全でありながら、流動性に窮している金融機関やシステム上重要なマーケットを支援することにより、金融安定に対するリスクを緩和し得る。他方で、中央銀行の権限などの制約が存在し得る。
--	--

インプリケーション：サイバー・インシデントに対する既存の政策ツールの有効性を検討した、興味深いレポートである。同レポートは、「より甚大なシナリオの下では、既存の政策ツールの実効性は限定的なものとなり得る」と指摘しており、今後、政策ツールの開発に向けてどのような議論が行われるのか、その動向は注目に値する。

（出所）ESRB ‘ESRB publishes report on advancing macroprudential tools for cyber resilience’

D: ECB、銀行のデジタル・トランスフォーメーションにかかる調査を実施（2月15日）

n 欧州中銀（ECB）は、銀行を対象として、デジタル・トランスフォーメーションにかかる調査を実施し、その結果を公表した。主な内容は以下のとおり。

背景	<p>Y ECBの銀行監督は、ビジネス・モデルや技術に対して中立的なアプローチを維持している。他方で、銀行のビジネス・モデルの長期的な持続可能性や、デジタル・トランスフォーメーションから生じるリスクの適切な管理は、監督上の優先事項の一つである。</p> <p>Y ECBは2022年夏、105の大規模な銀行を対象として、デジタル・トランスフォーメーションへの対応状況を評価するための調査を行った。調査の結果、デジタル戦略とKPIsの運営、デジタル・ビジネス、投資とリソース、ガバナンスと調整、革新的な技術の利用、リスク管理、の6つが重点分野として特定された。</p>
デジタル戦略とKPIsの運営	<p>Y 大多数の銀行は、近年、デジタル・トランスフォーメーション戦略の策定を開始したところ。</p> <p>Y その主な目的は、収益の強化と顧客体験の高度化、プロセスの自動化やコスト削減などを通じて、マーケット・シェアの拡大と効率性の実現を目指すこと。</p> <p>Y 銀行は、特に、顧客の選好をモニターするためのKPIsを開発している。しかしながら、デジタル・トランスフォーメーション戦略やプロセスがコストや収益に与える影響を定量化することに苦慮している。</p>
デジタル・ビジ	<p>Y モバイル・チャンネルは、特に、大規模な銀行にとって、インターネット・バンキングよりも普及している。</p>

ネス	<p>Y デジタル・チャンネルの実際の利用や貢献のモニタリングについて、例えば、半数の銀行は、デジタルで取引を開始した顧客の数をモニターしていない、25%の銀行はデジタルによる売上を定量的に把握している、半数の銀行はデジタル・チャンネルで成立した融資のモニターを行っている、など、その状況は銀行によって区々である。</p>
投資とリソース	<p>Y 銀行は2021年、営業収入の2.8%をデジタル・トランスフォーメーションのプロジェクトに投資している。銀行は、2021年末において、5.2%の職員をデジタル・トランスフォーメーションのプロジェクトにアサインしている。</p> <p>Y 61%の銀行は、IT予算の中にデジタル・トランスフォーメーションの予算を含めており、その割合はIT予算の22%を占める。</p>
ガバナンスと調整	<p>Y 銀行は、デジタル戦略を促進するためにトップからのメッセージ（tone from the top）が重要であること、また、デジタル・スキルの向上が必要であることを認識している。</p> <p>Y ほとんどの銀行は、（一般的に、非執行レベルで）デジタル戦略の策定と実施を促進する調整機関を有しており、また、経営陣が戦略の策定に関与することもある。2線、3線は、多くの場合、デジタル戦略の実施とモニタリングに関与している。</p> <p>Y 銀行は、専門人材の獲得が困難であることを認識している。デジタル・トランスフォーメーション戦略を実施する上で、銀行は、サービスの購入やコンサルタントの利用など、外部のパートナーとの連携を志向している。</p>
革新的な技術の利用	<p>Y APIsやクラウド・コンピューティングは多くの銀行で利用されている。クラウドは、デジタル・トランスフォーメーションの基礎であると考えられている。</p> <p>Y 人工知能（AI）は、平均すると、ビジネスへの関連性は低いと考えられているものの、約6割の銀行がすでにAIを利用している。</p> <p>Y 分散型台帳技術（DLT）ベースのソリューションは、現時点ではそれほど利用されていない。暗号関連の活動やエキスポージャーは、依然として限定的である。</p>
リスク管理	<p>Y サイバー・リスク、サードパーティへの依拠、AMLや不正、顧客の潜在的な喪失が、デジタル・トランスフォーメーションに関係するリスクとして認識されている。</p> <p>Y デジタル・トランスフォーメーションにおける主要な課題は、経験とサイバーセキュリティであると考えられている。</p> <p>Y その他、複雑さ、レガシーITシステム、組織内のスキルの欠如などの課題が、サードパーティへの依拠へとつながっている。また、コスト管理も課題であると考えられている。</p>
結論	<p>Y ECBの銀行監督は、戦略リスク（デジタル・トランスフォーメーション戦略の持続可能性、ビジネス・モデルとの整合性、能力開発等を含む。）、ガバナンスとリスク管理の枠組み、ITおよびオペレーショナル・リスク、潜在的な新たなリスク、の観点から、デジタル・トランスフォーメーションの影響を評価する。</p>

インプリケーション：ECBは、調査結果の中で、「銀行は、デジタル・トランスフォーメーションによってもたらされるリスクに対処する能力を有している場合にのみ、それがもたらす機会を享受することができる」と述べている。金融機関には、デジタル技術の

導入と並行して、サイバー、外部委託、AML等のリスクを適切に管理できる態勢を構築し、その実効性を確保していくことが求められている。

(出所) ECB 'Banks' digital transformation: where do we stand?'

E: FSB、2023年の優先課題を公表(2月20日)

金融安定理事会(FSB)は、2023年2月のG20財務大臣・中央銀行総裁会議に先立ち、2023年の優先課題を提示した。主な内容は以下のとおり。

ノンバンク金融仲介(NBFI)	<ul style="list-style-type: none"> Y 商品市場では、少数の非金融取引業者が非常に大きな役割を果たしている。これらの非金融業者は、様々な市場における活動を通じて、中核的な金融市場参加者と結びついている。商品取引業者は、大きなレバレッジをきかせ、銀行から短期資金を調達している可能性がある。 Y 監督上認識できないレバレッジの形態の研究も、NBFI作業プログラムの重要な要素の一つである。レバレッジをかけるためにバランスシートに現れない形でデリバティブを利用するケースや、規制の及ばない領域でレバレッジが積みあがることもある。 Y オープンエンド型ファンドの流動性ミスマッチへの対応についても、流動性管理ツールの促進を促すなど、作業を継続する。加えて、金融安定モニタリングのためのデータの改善にかかる試験的な取組みを開始するほか、証券監督者国際機構(IOSCO)と協力し、流動性管理ツールにかかる詳細なガイダンスを策定する。 Y その他、マージン・コールに対する市場参加者の流動性準備の高度化、MMMMF(money market mutual fund)の規制改革にかかるピア・レビューなどを行う。
暗号資産と分散型金融	<ul style="list-style-type: none"> Y FSBは、暗号資産に対する実効的で包括的な規制の枠組みの策定を調整するよう、G20から要請を受けており、各基準設定主体と協力して取組みを進める。 Y FSBは2023年、暗号資産とその市場の規制、監督および監視のための提言、ならびに、グローバル・ステーブルコインの取極めにかかる提言を最終化する。後者には、ガバナンスの枠組みを強化し、償還の権利と実効的な安定メカニズムの維持の必要性を明確にするためのガイダンスが含まれる。 Y 分散型金融(DeFi)について、FSBは、能動的なモニタリング、データ・ギャップへの対応、暗号資産にかかる提言のDeFiへの拡張の検討などが必要であると考えている。FSBは、今後、DeFiにかかる追加的な政策提言の要否を検討する。
サイバーおよびオペレーショナル・レジリエンス	<ul style="list-style-type: none"> Y FSBは2023年4月、サイバー・インシデント報告における一層のコンバージェンスの確保にかかるレポートをG20に提出する。 Y FSBは、サードパーティ・リスクおよびアウトソーシング・リスクの管理にかかる金融機関の能力の向上を図ることを目的とする政策文書を市中協議に付す予定である。

インプリケーション：保険セクターに与える影響は限定的ではあるかもしれないが、金融安定の確保の観点からは、NBFIや暗号資産、分散型金融にかかる規制の枠組みの整備は非常に重要であり、その議論の動向は引き続き注目に値する。保険

セクターの観点からは、FSBが策定するサードパーティ・リスクやアウトソーシング・リスクにかかる規制は、保険監督者国際機構（IAIS）が適切に対処する場合には、保険会社にもグローバルで適用されるものとなると考えられることから、その内容を注視していく必要があると思料される。

（出所）FSB ‘FSB Chair outlines work priorities for 2023’

F: 馬 BNM、電子的な本人確認にかかる監督基準案を公表（2月23日）

マレーシア中銀（BNM）は、5月2日を期限として、電子的な本人確認（electronic Know-Your-Customer: e-KYC）にかかる監督基準案を市中協議に付した。主な内容は以下のとおり。

目的	<p>Y 金融セクターにおいて安全で確実なe-KYCが適用されるようにすること、金融機関の実効的な監督を行うため、BNMの能力の向上を図ること、実効的なAML/CFTの統制措置を確保すること、の3つ。</p> <p>Y なお、e-KYCとは、電子的な手法（オンラインやモバイル・チャネルを含む。）によって、ビジネス関係を構築し、消費者のデュー・デiligence（CDD）を行うこと、を意味する。</p>
主な監督上の要件	<p>e-KYCの実施</p> <p>Y 取締役会の役割と責任</p> <ul style="list-style-type: none"> - 金融機関は、e-KYCを統制するリスク・アパタイトと内部の枠組みに関して、取締役会の承認を得なければならない。 - 金融機関の取締役会は、e-KYCの実施に関連するリスク（オペレーショナル・リスク、ITリスク、マネー・ロンダリング（ML）/テロ資金供与（TF）リスクを含む。）に対応するための適切な方針や手順の実効性を確保しなければならない。 <p>Y e-KYCを通じた顧客の特定と検証（identification and verification）</p> <ul style="list-style-type: none"> - 金融機関は、e-KYCを通じて取引を開始する顧客の身元を検証するための施策を設ける際、適切な組み合わせの認証要素（authentication factors）を用いなければならない。 - 法人のe-KYCに際して、金融機関は、BNMの政策文書「金融機関のためのAML/CFTおよび金融制裁」に規定する法人に対するCDDの要件を十分に考慮しなければならない。 - 金融機関は、e-KYCによりビジネス関係を構築することが許容されない、潜在的にリスクの高い法人を分類するための指標を明確に定義するため、リスク評価を行わなければならない。 - 金融機関は、e-KYCを通じた顧客の本人確認が人工知能や機械学習によって自動化される場合、e-KYCツールが顧客の真偽を正確に区別できることを確保しなければならない。 <p>報告要件</p> <p>Y 人工知能や機会学習等を用いたe-KYCツールの実効性と正確性のモニタリングを行うに際し、金融機関は、e-KYCの実施記録を月次ベースで保存し、それを半期ごとにBNMに提出しなければならない。</p>

インプリケーション：日本の金融セクターにおいても電子的な手法によるビジネス関係の構築（オンボーディング）が進展する中、金融機関には、e-KYCの実効性を確保すること、また、そのための態勢を整備することが求められよう。

（出所）BNM ‘Exposure Draft on Electronic Know-Your-Customer (e-KYC)’

G: 加 OSFI、金融機関のカルチャーにかかるガイドライン案を公表（2月28日）

n カナダ金融機関監督庁（OSFI）は、3月31日を期限として、「カルチャーと行動リスクにかかるガイドライン」案を市中協議に付した。その中では、3つの期待される成果と5つの原則の案を示している。主な内容は以下のとおり。

全般	
概要	Y カルチャーが金融機関の安全性や健全性、また、金融システムへの信頼に与え得る影響を勘案すると、OSFIは、金融機関に対して、望ましいカルチャーを定義し、その高度化を図ること、金融機関の安全性と健全性に影響し得る行動リスクを評価し、必要に応じて、そのリスクに対応すること、を期待する。
定義	Y カルチャー：組織において何が重要で、また、人がどのように行動すべきかの指針となる、共有される価値、マインドセット、信念および前提。 Y 行動パターン：集団において共通する、もしくは、典型的な行動。行動基準（behavioural norms）とも言う。 Y 行動リスク：期待される行動や金融機関の望ましいカルチャーと整合しておらず、もしくは、財務・非財務リスクの増加につながる行動パターン。
期待される成果（desired outcome: DO）と原則	
ガバナンスの構造と監督	Y DO1：カルチャーと行動は、明確な説明責任と監督を通じて設計され、統制される。 - 原則1：望ましいカルチャーと期待される行動は、金融機関のパーパスや戦略と整合的に設計され、また、適切な構造と枠組みを通じて統制される。
カルチャーと行動の推進	Y DO2：望ましいカルチャーと期待される行動は、積極的に促進され、強化される。 - 原則2：リーダーは、すべての階層において、自らの言動や意思決定を通じて、望ましいカルチャーと期待される行動を一貫して促進し、強化する。 - 原則3：タレントや成績管理の戦略や実務は、望ましいカルチャーと期待される行動を促進し、強化する。 - 原則4：給与、インセンティブ、ボーナスは、望ましいカルチャーと期待される行動を促進し、強化する。
行動リスクの管理	Y DO3：行動パターンから生じるリスクは、特定され、積極的に管理される。 - 原則5：金融機関は、自身のレジリエンスに影響し得る、カルチャーや行動に関連するリスクを積極的にモニターし、評価し、対応する。

インプリケーション：金融機関が社会・経済の中で果たしている役割の重要性を勘案すると、金融監督当局が金融機関の力

ルチャーにかかる監督上の期待を示すことは有意義であると考えられる。他方で、カルチャーの監督に画一的なアプローチやメソッドロジーが適用されることとなる場合には、意図せざる結果を生じさせることも想定されることから、監督当局の監督能力の向上も必要となるものと考えられる。なお、金融機関が「望ましいカルチャー」の醸成に向けた取組みを継続的に行うことは、当然に求められるものである。

(出所) OSFI 'OSFI releases draft guideline, launches consultation on culture and behaviour risks'

H: 馬 BNM、弱い立場にある消費者の公正な取扱いにかかる公開草案を公表 (2月28日)

n マレーシア中銀は、4月14日を期限として、「弱い立場にある消費者 (vulnerable consumers) の公正な取扱い」にかかる基準およびガイダンスの案を市中協議に付した。主な内容は以下のとおり。

<p>目的</p>	<p>Y 金融サービス・プロバイダ (FSPs) が、ビジネスやオペレーションを行う際、弱い立場にある金融消費者の利益やニーズを勘案し、また、それらに対応するようなカルチャーを促進すること、すべてのFSPsが遵守し、弱い立場にある金融消費者を適切にサポートし、公正な取扱いが行われるよう、監督上の要件および期待を定めること、の2つ。</p>
<p>定義</p>	<p>Y 金融消費者とは、個人、国内もしくは家計向け、または、零細小規模事業者向けの金融サービスや商品を利用し、もしくは、利用しようとしている者、被保険者が保険料を支払うグループ保険の付保を受けている者、を言う。</p> <p>Y FSPsには、銀行、保険会社、ファイナンシャル・アドバイザー等が含まれる。</p> <p>Y 弱い立場にある消費者とは、金融サービスへのアクセスに窮し得る、もしくは、障がい者や高齢者など、金融サービスの利用に支援を要し得る者、過大な債務を抱えている、もしくは、貯蓄が無いなど、財務上のショックへの耐性が低い者、自然災害や一時的な失業、一家の大黒柱の死去など、一時的もしくは長期的な財務上の困難につながる事故を経験した者、金融リテラシーや語学能力等が低い者、を言う。</p>
<p>主な監督上の要件</p>	<p>企業カルチャー</p> <p>Y FSPの経営陣は、弱い立場にある消費者に対応する際にFSPが支持する価値や基準を明確に伝えることによって、正しい方向づけを行うことが求められる。</p> <p>Y 経営陣は、職員がその職務を行う上で、弱い立場にある消費者のニーズを満たすことができる方針、プロセスおよび説明責任の枠組みを構築すべきである。</p> <p>弱い立場にある消費者</p> <p>Y FSPは、弱い立場にある消費者が公正かつ公平に取り扱われることを確保するため、適切に行動しなければならない。</p> <p>Y FSPは、既存の顧客ベースおよびターゲット市場における弱い立場にある消費者のニーズを評価し、また、そうしたニーズを満たすための適切な方針やプロセスを実践しなければならない。</p> <p>Y FSPは、商品開発の段階で、既存の顧客ベースにおける潜在的な脆弱性やターゲット市場における弱い立場にある消費者のニーズを勘案しなければならない。</p> <p>Y FSPは、信用力の評価やリスクの引受において人工知能や機械学習を利用する際、不公正</p>

	<p>な差別や弱い立場にある消費者の金融サービスや商品へのアクセスの排除を回避するため、十分な注意を払わなければならない。</p> <p>Y FSPは、商品のライフ・サイクルを通じて、弱い立場にある消費者とのコミュニケーションが、明確で、容易に理解できるものであることを確保しなければならない。また、FSPは、弱い立場にある消費者のためのコミュニケーション・チャンネルの実効性を検証しなければならない。</p>
--	---

インプリケーション：同様の規制は英国などでも先行して実施されているところである。日本においても顧客本位の業務運営の確保が求められているところであり、英国やマレーシアの規制・監督のアプローチは参考になるものと考えられる。

(出所) BNM 'Exposure Draft on Fair Treatment of Vulnerable Consumers'

I: 加 OSFI、気候リスク管理に関するガイドラインを最終化(3月7日)

- n カナダ金融機関監督庁 (OSFI) は、気候リスク管理に関するガイドラインを最終化した。同ガイドラインは、金融機関による気候関連のリスクの管理にかかるOSFIの監督上の期待を示すもので、OSFIの監督下にあるすべての金融機関 (外国銀行の支店を除く。) に適用される。
- n ガバナンスとリスク管理にかかるガイドラインの主な内容は以下のとおり。

ガバナンス	Y 原則1：金融機関は、気候関連のリスク (以下、「気候リスク」) を管理するため、適切なガバナンスと説明責任の体制を構築すべきである。
	Y 原則2：金融機関は、気候変動から生じる物理的リスク、および、低GHG社会への移行に関連するリスクが金融機関に与える影響を、ビジネス・モデルおよび戦略に反映するべきである。
リスク管理	Y 原則3：金融機関は、そのリスク・アパタイト・フレームワークに従い、気候リスクを管理し、低減すべきである。
シナリオ分析とストレス・テスト	Y 原則4：金融機関は、気候リスクがそのリスク・プロファイル、事業戦略およびビジネス・モデルに与える影響を評価するため、気候シナリオ分析を用いるべきである。
資本と流動性の十分性	Y 原則5：金融機関は、気候リスクに対する十分な資本と流動性のバッファを有するべきである。 <ul style="list-style-type: none"> - 金融機関は、気候リスクを、内部の資本十分性評価プロセス (ICAAP) もしくはORSAのプロセスに取り込むべきである。

- n 気候リスクの開示について、開示が義務化される項目と時期は以下のとおり。

カテゴリ	開示内容	銀行		保険会社	
		D-SIBs	中小	IAIGs	その他
ガバナンス	気候リスクと機会にかかる取締役会の監督	2024	2025	2024	2025
	気候リスクと機会の評価と管理における経営陣の役割	2024	2025	2024	2025
戦略	短期、中期、長期の気候リスクと機会	2024	2025	2024	2025

	気候リスクと機会が事業、戦略および財務計画に与える影響	2024	2025	2024	2025
	気候移行計画	TBD	TBD	TBD	TBD
	複数のシナリオの下での戦略のレジリエンス	TBD	TBD	TBD	TBD
リスク管理	気候リスクの特定と評価のプロセス	2024	2025	2024	2025
	気候リスクの管理のプロセス	2024	2025	2024	2025
	気候リスクの特定、評価および管理のプロセスの全社的なリスク管理への統合	2024	2025	2024	2025
指標と目標	気候リスクと機会の評価の指標	2024	2025	2024	2025
	GHG排出量（Scope 1および2）、排出量の計算と開示に用いる基準	2024	2025	2024	2025
	GHG排出量（Scope 3）と関連するリスク、排出量の計算と開示に用いる基準	2025	2026	2025	2026
	気候リスクと機会の管理の目標と実績、気候関連のコミットメント	2024	2025	2024	2025

インプリケーション：OSFIの開示の枠組みは、TCFD提言に沿ったものであると言える。移行計画の策定期間は現時点では未定とされているものの、例えば、GHG排出量（Scope 3）の計算と開示の時期は明記されており、このことは、日本を含む各国の金融機関の取組みや規制にも影響を及ぼし得るものと考えられる。なお、OSFIは、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）が「IFRS S2号：気候関連開示」を最終化した後に、本ガイドラインをアップデートする旨を示している。

（出所）OSFI ‘OSFI issues new Guideline on Climate Risk Management’

J: IAIS、ICS とアグリゲーション・メソッドの比較基準を最終化（3月9日）

○ 保険監督者国際機構（IAIS）は、「アグリゲーション・メソッド（Aggregation Method: AM）が保険資本基準（ICS）と比較可能な結果を提供するかどうかを評価するために用いられる比較基準（comparability criteria）」を最終化した。各ハイレベル原則（HLP）に対する比較基準の主な内容は以下のとおり。

HLP 1	Y	ICSとAMの結果は、有意な相関関係にあり、ビジネス・サイクルを通じて、変化する経済および金融市場の状況に対して似たような（similar）変化を示す。
	Y	有意な相関の評価に際し、計算結果の相関は、変化の方向と程度を勘案し、ビジネス・サイクルを通じて分析される。
	Y	各ボランティア・グループは、保険セクターに関連する重要なリスクを反映したシナリオを用いて、感応度分析を行う。AMについて、感応度分析は、AMの合計所要資本の少なくとも2/3を代表する、3か国を超える国の保険会社によって、単体ベースで行われる。ICSの感応度分析は、連結ベースで行われる。

	<p>Y 生命保険については、2020年パンデミック、2022年金利およびインフレ率の急上昇、2007～2009年グローバル金融市場危機、の3つのシナリオが用いられる。損害保険については、に加え、大規模災害などの損害保険リスクに対する特定の変化を捉えるシナリオが用いられる。</p>
HLP 2	<p>Y 分析は、（保険負債などの）評価、資本リソースおよび資本要件の間の相互作用を勘案すべきである。</p> <p>Y 分析には、単体ベースで計算される資産・負債や資本要件に基づく全体としてのAMが、ICSと同等の水準のソルベンシー・プロテクションを提供するかどうかを含む。</p>
HLP 3	<p>Y AMは、ビジネス・サイクルを通じて、ICSと類似の状況において、グループ資本の十分性をベースとして、監督上の行動を発動させる。このことは、2つの手法のソルベンシー・プロテクションの水準が、全体として類似していることを示す。</p>
HLP 4	<p>Y AMのグループの範囲は、ICSのグループの範囲と同じである。</p>
HLP 5	<p>Y AMとICSの両方の結果を提供するボランティア・グループのサンプルは、米国もしくは興味を有する他の国に本拠を有するIAIGsのビジネス・モデル、地域およびリスクを代表するものである。代表性は、生命保険、損害保険別々に決定される。</p>
HLP 6	<p>Y ComFrameに導入されることとなる場合、グループ監督者に対するIAIGの資本レポートおよびパブリック・ディスクロージャーにかかる要件（その内容、粒度および頻度を含む。）は、AMにも適用される。</p>

インプリケーション：ICSとAMの比較可能性の評価は2023年第3四半期に開始され、2024年第2四半期に終了し、2024年第3四半期に意思決定が行われる、とのタイムラインが公表されている。具体的にどのようなアプローチやメソッドで評価が行われるのか、また、その透明性がいかに確保されるのか、作業の進展は注目に値する。なお、本比較基準自体は一般的な目線を示したものであり、本基準にそれ以上の意義を見出すことは難しい。

（出所）IAIS 'IAIS finalises criteria that will be used to assess whether the Aggregation Method provides comparable outcomes to the Insurance Capital Standard'

執筆者

小林 晋也 / Shinya Kobayashi

マネージングディレクター

ファイナンシャルサービスズ

リスクアドバイザー-事業本部

有限責任監査法人トーマツ

Deloitte.

デロイトトーマツ

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイト トーマツ税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市に約 1 万 7 千名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト（ www.deloitte.com/jp ）をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課したりは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オーストラランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、リスクアドバイザリー、税務、法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500®の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの变革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 175 年余りの歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの約 415,000 名の人材の活動の詳細については、（ www.deloitte.com ）をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性及完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。また DTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接または間接に発生し得るいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTTL ならびに各メンバーファームおよびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of

Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2023. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301